

## ネットワーク中立性に関する主な論点(案)

### 1. 基本的視点

- 技術やビジネス環境が大きく変化する中、2007 年に示されたネットワーク中立性に関する3原則が、現在においても有効なものか、検証する必要があるのではないか。

(参考)「ネットワークの中立性を確保するための三原則」(ネットワークの中立性に関する懇談会)  
「自律・分散・協調」を基本精神とするインターネットの潜在能力が最大限発揮され、インターネットを利用するすべてのステークホルダにとっての利益の最大化が図られることが必要であり、

- 1)消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- 2)消費者が法令に定める技術基準に合致した端末をネットワーク(IP網)に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- 3)消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

という3つの要件を基本原則とし、当該要件に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が確保されている。

- ①レイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境や、②イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進、③十分な情報に基づく消費者の選択の確保を図ることを目的として、ネットワーク中立性の在り方を検討すべきではないか。
- これまでの議論や諸外国の動向を踏まえ、①ネットワークの利用の公平性、②ネットワークのコスト負担の公平性の2つの観点から検討を進めていくことが有用ではないか。
- ネットワーク環境の変化やビジネスモデルの多様化を踏まえ、ネットワーク提供主体による分類(固定通信／モバイル通信)、あるいは課金モデルによる分類(定額制／従量制)に基づいて、レイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境や消費者の選択を確保するために必要なルールについて検討を進めていくことが有用ではないか。
- ネットワークの中立性を確保するための施策については、政府による拘束力を持った法的規制、事業者による自主規制、両者を組み合わせた共同規制の中から、手段の比例性に則った望ましい規制の在り方を検討すべきではないか。
- 検討に当たっては、“the Internet”とその他のネットワークに区分し、the Internetへのアクセスサービスを中心に議論をすべきではないか。(EU等では、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスについて規律を適用。)

### 2. 具体的検討項目

### 【現状及び課題の把握】

- ネットワークの混雑状況や、トラヒックの増加に対応するための関係者の取組（ネットワーク投資の現状及び将来予測、帯域制御の実施状況等）について把握すべきではないか。
- 米国（連邦レベル、州レベル）やEU（加盟国レベルのものを含む）等におけるネットワーク中立性に関する政策動向を踏まえて、検討する必要があるのではないか。

### 【ネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方】

- プラットフォームレイヤーとネットワークレイヤー間、コンテンツレイヤーとネットワークレイヤー間（参考を参照）、上位ISPと下位ISP間、ユーザー間等におけるネットワークのコスト負担についてどのように考えるべきか。
- 固定ブロードバンドサービス（定額制）、モバイルブロードバンドサービス（従量制、上限付き定額制の料金モデル）におけるネットワークのコスト負担の在り方をどのように考えるべきか。
- ネットワークを利用したサービスが多様化する中で、例えば自動運転や遠隔医療等のリアルタイム性が求められるサービスへの使用など、特定のトラヒックを優先することは認められるべきか。
- 適切なネットワーク管理を目的として、認められる範囲をどのように考えるべきか。（ヘビーユーザーに対する帯域制御、特定コンテンツの不可逆圧縮等）

### 【具体的なビジネス動向への対処】

- ゼロ・レーティング<sup>1</sup>やスポンサードデータ<sup>2</sup>等のビジネスモデルについて、利用の公平性（他のユーザーの権利確保）、レイヤー間のコスト負担の公平性、レイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境確保、ネットワーク資源の効率的利用の観点からどのように考えるべきか。

### 【ネットワーク中立性の確保のための施策】

- ネットワークの中立性を確保するための手段として、どのようなものが考えられるか。（事業者による情報公開、サービス品質のモニタリング、紛争解決手段の活用等）
- 電気通信事業者が公開すべき情報にはどのようなものがあるか。消費者、影響を受けうる他のインターネット利用者、コンテンツ事業者、他ISP、MVNO等の対

---

<sup>1</sup> 特定のコンテンツあるいはアプリケーションの利用に対して、使用データ通信量をカウントしないサービス。カウントフリーとも呼ぶ。

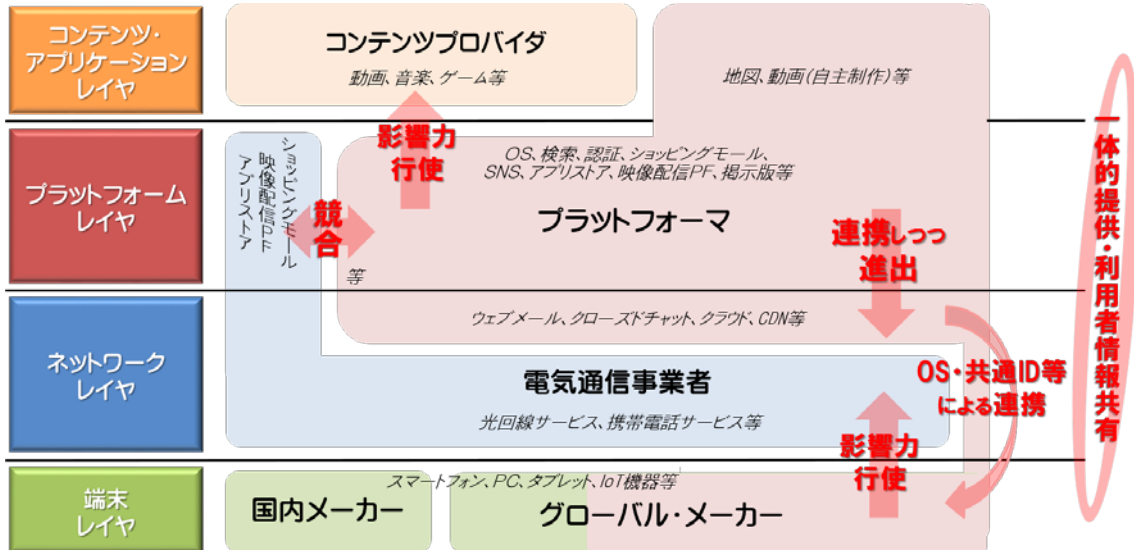
<sup>2</sup> コンテンツ提供事業者がデータ使用料を負担することで、消費者側の料金プランのデータ使用量に影響を与えない仕組み

象に応じて、公開すべき情報の内容は変わるべきか。

【その他】

- その他、ネットワーク中立性に関連して、検討すべき課題はあるか。

(参考)現在の電気通信事業に関するレイヤ構造



(出典)電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 第1回資料